



# 地域で助け合い支え合うしくみづくりを進めています

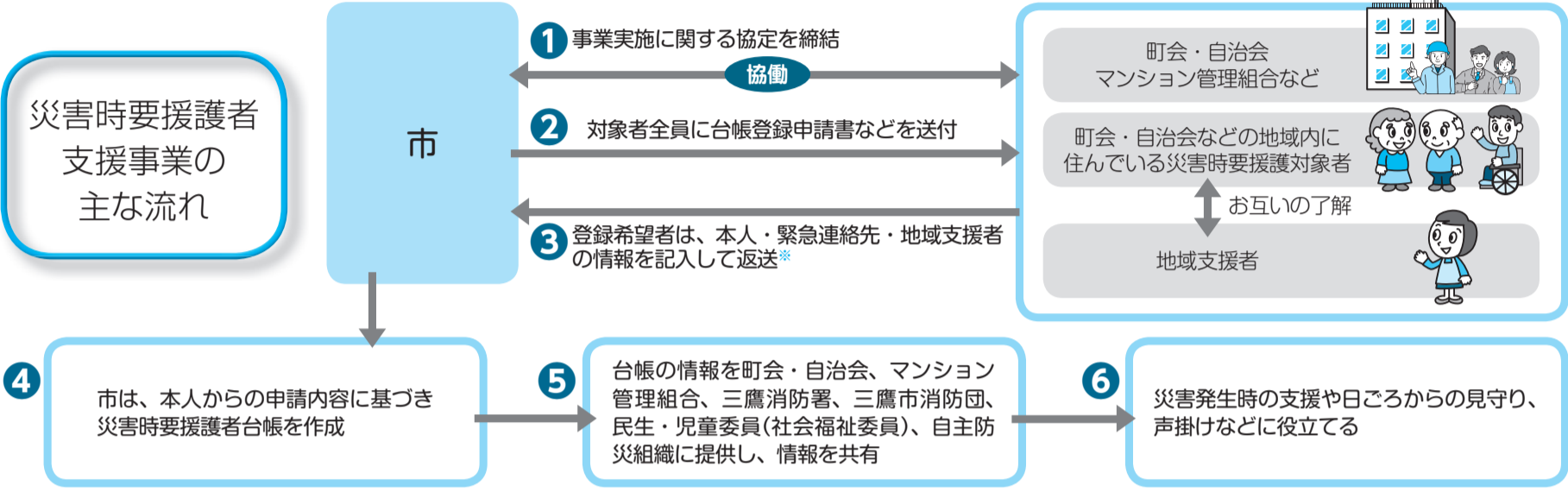
地震や集中豪雨などの災害発生時、高齢者や障がい者など自力での避難が困難な方々が被災するケースが多く、助け合いのしくみづくりが求められています。そこで市では、町会・自治会、マンション管理組合などと協働し、災害時に支援が必要な方(災害時要援護者)を地域の中で支援する「災害時要援護者支援事業」を進めています。身近な地域での支え合いによる災害時支援の取り組みに、みなさんのご理解とご協力をお願いします。 問 地域福祉課☎内線2662

## 災害時要援護者支援事業とは

市と町会・自治会、マンション管理組合などが協働して、本人の同意のもと災害時要援護者台帳を作成し、緊急連絡先や災害時に要援護者の避難支援や安否確認をしてくれる近隣の方を地域支援者として登録します。作成した台帳の情報を、町会・自治会、マンション管理組合や三鷹消防署などの関係機関で共有し、災害時の要援護者支援に活用します。また、災害発生時だけでなく、日ごろからの見守りや支援体制づくりにも役立てていきます。

## 対象者

- 市内在住で、次のいずれかに該当する在宅の方(町会などに未加入の方も含む)
- 65歳以上の一人暮らしの方、または65歳以上のみの世帯
- 要介護認定1・2の方で、一人暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方
- 要介護認定3～5の方
- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- そのほか、災害時の避難などに支援が必要と思われる方、65歳以上で日中独居の方など



## 地域支援者の役割は？

- 災害時もしくは災害発生の恐れがある場合の情報伝達
- 災害時要援護者宅や避難所での安否確認
- 指定された避難場所への避難誘導などの支援

災害時要援護者として登録されている方は、災害時のみでなく、普段の生活の中でも支援の必要があるかもしれません。地域支援者は、普段から災害時要援護者のことを気に掛け、日ごろの見守りや声掛けなどを行っていただくことも大切です。\*地域支援者であっても、災害時にはまずは自分や家族の安全確保が第一です。地域支援者の役割とは地域内での取り組みの一環であり、権利・義務の関係は発生しません。災害時に地域支援者が支援できなかったとしても、法的な責任は生じません。

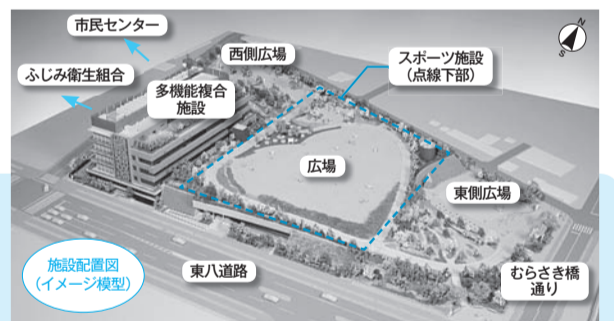
## 個人情報の取り扱いについて

市および台帳の提供を受けた関係機関は、三鷹市個人情報保護条例を順守し、災害時要援護者情報の適切な管理に努めます。

町会・自治会、マンション管理組合など向けの「地域における防災ネットワークづくりのためのマニュアル」を配布しています(市ホームページにも掲載)。また、災害時要援護者支援事業の実施を検討している町会・自治会、マンション管理組合の方々への説明会も行います(実施費用の助成制度あり)。くわしくは地域福祉課☎内線2662へお問い合わせください。

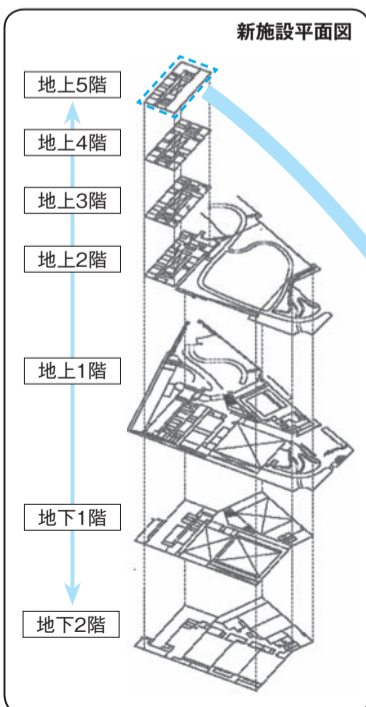


「広報みたか」平成24年12月2日発行号より、実施設計で検討中の各階平面図とともに建物内の施設を紹介しています。今号は地上5階の紹介です。 問 都市再生推進本部事務局☎内線2052

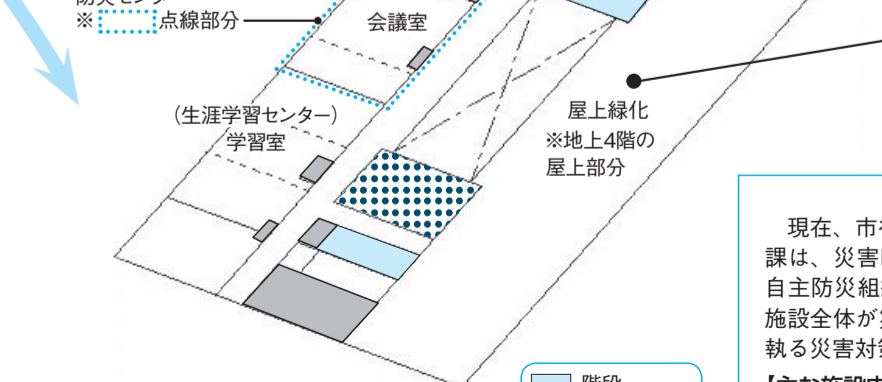


※スポーツ施設部分の範囲を示す点線はおおよそのものです。

**事業概要** 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツ施設を整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。



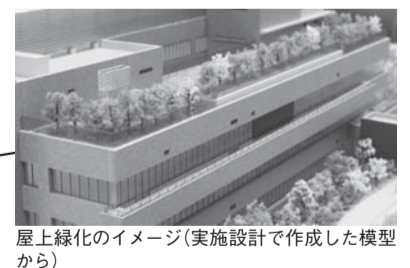
防災センターのイメージ ※点線部分



### 地上5階

新施設の地上5階には、防災センターのほか、生涯学習センターの学習室(地上4階にも配置)を配置します。

また、地上4階の屋上となる東側には屋上緑化を施し、施設への熱負荷の低減を図ります。



屋上緑化のイメージ(実施設計で作成したモデルから)

### 防災センター

現在、市役所本庁舎3階にある防災課を移転します。防災課は、災害時の災害対策本部などの運営、防災訓練の実施、自主防災組織の育成などの業務を行っています。災害時は、施設全体が災害対策活動の拠点施設となり、その陣頭指揮を執る災害対策本部を防災センターに設置します。

#### 【主な施設内容】

防災課事務室、災害対策室、会議室など

- 階段
- エレベーター
- トイレ

※新施設における施設名称は仮称です。また、平面図や各イメージなどは、実施設計における現時点の検討内容を反映したものです。上記内容を含め、検討を進める中で変更になる場合もあります。